平成２８年（フ）第２２２号
兵庫県伊丹市西野５丁目305番地　県住西野高層105号
債務者　入江　一実（旧姓吉岡・菊池）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２８６号
兵庫県伊丹市西台１丁目７番15―602号
債務者　常本十糸子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４８２号
兵庫県姫路市大津区平松４番地５　メゾン・セントノーム１－Ｃ
債務者　本村　寛徳
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４９２号
兵庫県姫路市北今宿２丁目６番40号　ブルースカイ今宿202号
債務者　河野タカ子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３３３号
奈良市西大寺芝町１丁目７番18―102号
債務者　田渕　真弓
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２１６号
奈良県橿原市内膳町４丁目４番１号　サンプラザ八木904号
債務者　健康堂こと　山根　澄子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
奈良県大和高田市旭南町７番３号　森文化住宅
債務者　櫻木　正雄
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第８５１号
広島県安芸郡府中町本町５丁目14番４―205号　吉田コーポ
債務者　吉田　安男
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８号
広島県呉市阿賀中央３丁目12番16―206号
債務者　日浦　利雄
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１０２号
広島県呉市中通３丁目３番４―304号
債務者　渕上　　隆（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第３７号
広島県三次市畠敷町1029番地80 県営住宅王之段２―202
債務者　金子　由美
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第９１号
山口県周南市花陽２丁目１番８号
債務者　清水麻衣子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第７０号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1529番地１　幸ノ浦団地改良住宅40号
債務者　原口壽惠子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第７２号
福岡県直方市大字下境2532番地　県住１―704号
債務者　春田　理恵
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第４２１号
熊本県菊池市泗水町永2752番地46
債務者　加藤　奈美（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４０号
熊本県上益城郡益城町大字下陳715番地
債務者　柗本　敏郎
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４６８号
熊本県菊池市泗水町吉富300番地18　サンリットガーデンⅣ　202
債務者　大平　千晶（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係